

令和7年度集団指導資料（障害児通所支援）

目次

- (1) 変更届等の提出について
- (2) 児童発達支援等のガイドライン及び公表について
- (3) 基準の遵守について

別添1 指定障害児通所支援事業の適正な運営及び法令遵守について（お願い）

- (4) 個別支援計画の作成について
- (5) 人員欠如について
- (6) 定員超過について

別添2 障害児通所支援における定員の遵守について（通知）

- 別添3 人員配置基準について
- (7) 業務継続計画の策定等の義務付け、感染症等予防・まん延防止措置の義務付け
 - (8) ハラスメント防止のための必要な措置の義務付け
 - (9) 身体的拘束の適正化、虐待発生及び再発防止等のために必要な措置の義務付け

別添4 障害者福祉施設等における障害者虐待防止手引き

- (10) 障害児の安全確保及び車両送迎の安全管理の徹底について

(11) 児童発達支援管理責任者の資格要件について

別添5 障害児通所給付費に係る国の負担が不当と認められるもの

(12) 児童発達支援管理責任者に関する告示の改正

(13) 請求の際の注意点

(14) 障害児通所支援で不足しているサービスについて

(1) 変更届等の提出について

管理者や従業者、運営規程等の変更があった場合には変更後10日以内に変更届の提出が必要です。該当がある場合には提出をお願いします。

特に児童発達支援管理責任者や従業者の変更について届出未提出の場合は、人員欠如減算や個別支援計画未作成減算の可能性がありますので、必ず提出をお願いいたします。

下記ホームページから様式をダウンロードし作成してください。

「指定障害児通所支援事業者の指定等」

URL:<https://www.city.kawagoe.saitama.jp/kenko/fukushi/1006736/1006825/1006836.html>

参考：提出時期一覧

提出書類	提出時期等	
指定・ 変更申請	事前相談4月前⇒適宜申請書修正 ⇒修正不要となった申請書一式を開所予定月の前月10日までに提出	
変更届	変更があった日から10日以内(事前の提出も可)	
体制届	単位増	15日までに提出で翌月から適用 (15日が閉庁日のときは直前の閉庁日までに提出)
	単位減	事由が発生したら速やかに提出。発生した日から減。
廃止・ 休止届	廃止・休止の1月前	
再開届	再開の3月前 (新規指定と同様に基準に適合しているか確認します。)	

(2) 児童発達支援等のガイドライン及び公表について

各種ガイドラインを確認のうえ、支援の質の向上に努めてください。ガイドラインについてはこども家庭庁の下記ホームページに掲載されています。

児童発達支援等のガイドライン等について

https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku#h2_free1

各事業所は、一年に一回以上自己及び保護者における質の評価、改善を行い、その内容について公表し、市に届け出る必要があります。届出がない場合は、15%減算となりますのでご留意ください。また、令和6年4月から保育所等訪問支援についても評価制度が導入され、各種評価及び公表が義務化されましたので、ガイドライン等をご確認ください。

利用者への情報公開、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公開システム上、未報告となっている事業所に対する情報公表未報告減算（5%）が新設されました。また、指定更新の際には、情報公表に係る報告がされていることを確認したうえで更新することとなりましたので、未公開の場合、指定が更新できません。

情報公表制度に基づく報告につきましては、年1回の更新が必須ですので利用者への情報提供等の情報公表制度の趣旨も踏まえ、忘れずに報告をお願いします。

なお、報告については、報告内容に漏れがある場合も未報告の対象となります。報告内容について、すべての項目に回答しているか改めてご確認ください。

(3) 基準の遵守について

人員・設備・運営基準及び報酬告示をよく確認し事業を行ってください。

先般、埼玉県が所管する指定障害児通所支援事業者の不正請求が確認されたため、指定取消処分が行われました。

障害者福祉サービスは利用者や多くの市民からの信頼の上に成り立っています。不正行為がもたらす結果の重大さを十分に認識し、集団指導の内容や基準、報酬告示等最新の情報を確認して法令遵守に努めるようお願いします。

基準や報酬告示は量が多く改正もあるため、その都度確認をするようにしてください。

令和7年2月に市から通知した資料を添付していますので改めて、ご確認をお願いします。

別添1 指定障害児通所支援事業の適正な運営及び法令遵守について（お願い）

(4) 個別支援計画の作成について

児童発達支援管理責任者が作成する個別支援計画につきましては必ず作成し保護者から文書で同意を得てください。また、少なくとも6カ月に1回以上見直し等を行う必要がありますのでご留意ください。

個別支援計画が未作成となっている場合は、個別支援計画未作成減算が適用されます。（減算適用月から2月まで⇒30%減算 3月以上⇒50%減算）

散見される違反例

- ・個別支援計画作成後、6カ月以内に見直しをしていない。
- ・児童発達支援管理責任者が変更になっていたが変更届を提出していない。（届出されていない児童発達支援管理責任者が作成した計画書は作成したものとは認められない。変更後10日以内（事前の届出も可）に必ず届け出ること。）
- ・研修未受講や実務経験不足で児童発達支援管理責任者の要件が満たせない者が作成していた。（含められない実務経験もあるため留意すること。）

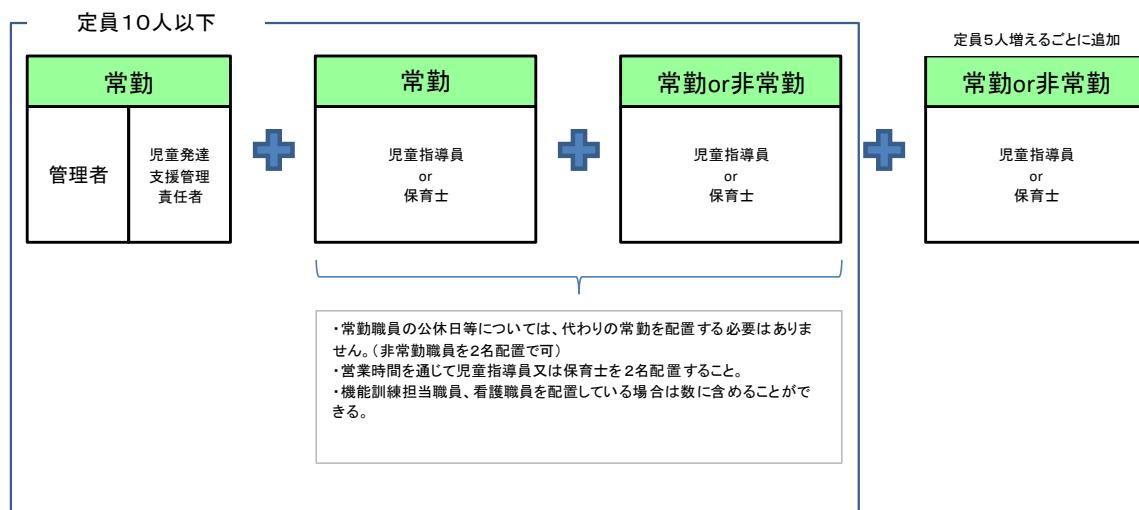
(5) 人員欠如について

児童発達支援管理責任者や従業者が欠如しますと人員欠如減算が適用されます。人員基準を確認のうえ適切な配置をお願いします。

なお、障害児通所給付費の算定に必要となる従業者の員数に加えて人員を配置することにより算定できる加算（児童指導員等加配加算、専門的支援加算、看護職員加配加算）は人員（児童発達支援管理責任者も含む。）が欠如した月から算定できなくなります。

※人員配置は営業時間中を通じて満たす必要があります。

例えば、定員10名の場合、直接処遇職員が2名のみですと1人でも休むと基準違反となります。増員をお願いします。



- 児童発達支援管理責任者が欠如した場合

(減算適用月から2月まで⇒30%減算 3月以上⇒50%減算)

- 従業者の場合

(減算適用月から4月まで⇒30%減算 5月以上⇒50%減算)

散見される違反例

- 児童指導員又は保育士が営業時間を通じて配置されていない。
- 児童指導員を採用時、教員免許や実務経験証明書を確認せず採用してしまい、児童指導員の要件を満たせず人員不足となっていた。
- 児童指導員の実務経験が児童福祉事業のものではなかったため、児童指導員で配置ができず人員不足となっていた。
- 保育士を採用時、保育士証を確認せず採用してしまい、保育士の要件をみたせず人員不足となっていた。（保母資格や卒業証明は不可です。）

(6) 定員超過について

利用者数が次の数を超えた場合、減算となります。この範囲外の定員超過については減算となりませんが運営基準違反となるため超過しないようしてください。
なお、基準を満たせば定員変更申請を行い、定員を増やすことも可能です。

定員10人であれば、10人を超えて受入はできません。
1日だけ、1人だけでも運営基準違反です。

- #### ・1日当たりの利用実績による減算

利用定員 50 以下 定員 × 1.5

利用定員 51以上 (定員 - 50) × 1.25 + 25

- #### ・過去3月の利用実績による減算

利用定員 11人以下 (定員+3) × 開所日数 × 3月

利用定員 12人以上 定員×開所日数×3月×1.25

また、定員超過となった場合は、人員が追加で必要となるため、人員基準違反や人員配置加算等の不正請求の可能性があります。

例（説明上簡略化して1週間で作成しています。）

		定員超過が無かったとき							
基準上の従業者	職種	勤務形態	氏名	定員10人					
				1	2	3	4	5	6
	児童指導員(その他)	A	○○	①	①	①	①	①	
				8	8	8	8	8	
	児童指導員(その他)	A	△△		①	①	①	①	①
					8	8	8	8	8
	児童指導員(その他)	C	××		①				①
				8					8
	保育士(その他)	A	□□						
加配人員	保育士(その他)	A	□□	①	①	①	①	①	
				8	8	8	8	8	



定員超過となったとき						
定員 11人						
1	2	3	4	5	6	7
①	①	①	①	①		
8	8	8	8	8		
	①	①	①	①	①	
	8	8	8	8	8	
①						①
8						8
	①					
	8					
①		①	①	①	①	
8		8	8	8		

週6日 8時間営業
常勤職員の週勤務時間40時間
2日に定員を1名超過してしまった例

基準上の職員
営業時間中に
常勤1名 + 常勤又は非常勤1名 OK

加配 常勤換算1名 OK

基準上の従業者が1名不足するため、
加配人員を基準上の従業者に配置
しなければならない。
→加配人員の常勤換算数が不足す
るため、この月は加配加算は算定で
きない。

定員の遵守につきましては、集団指導や通知等により周知しているため、遵守されているものとは思いますが、各事業者におかれましては、今一度、指定基準や通知等をご確認いただき、適正な運営をお願いいたします。

なお、再三、指導をしておりますが、現時点でも改善が見られない事業者については、厳しい指導を行います。

直近の市及び厚生労働省からの定員遵守の通知については資料に添付していますので改めて、ご確認をお願いします。

別添2 障害児通所支援における定員の遵守について（通知）

別添3 人員配置基準について

(7) 業務継続計画の策定等の義務付け、感染症等予防・まん延防止措置の義務付け

感染症や災害が発生した場合でも必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に受けた計画等の策定や研修、訓練の実施等が令和6年4月1日以降義務付けられました。また、感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の設置、指針の整備、研修の実施等についても義務付けられました。

【義務付け内容】

業務継続計画関係	感染症防止等関係
業務継続計画の策定	感染症防止等のための対策委員会の定期的な開催
計画の周知、必要な研修及び訓練の定期的な実施	感染症防止等のための指針の整備
定期的な業務継続計画の見直し・変更	感染症防止等のための研修・訓練の実施

様式・マニュアル等については、厚生労働省の下記ホームページを参照してください。

感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン等

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html

(8) ハラスメント防止のための必要な措置の義務付け

障害福祉の現場において、適切な職場環境維持（ハラスメント対策）が運営基準上求められています。事業者が講ずるべき内容については、厚生労働省の下記ホームページに掲載されている指針に規定されているとおりですので、ご対応をお願いいたします。

職場におけるハラスメントの防止のために（セクシュアルハラスメント/妊娠・

出産等、育児・介護休業等に関するハラスメント/パワーハラスメント）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html

(9) 身体的拘束の適正化、虐待発生及び再発防止等のために必要な措置の義務付け

障害者虐待防止の更なる推進のため、虐待防止委員会の設置、研修の実施、責任者の設置が令和4年4月1日付で義務付けられました。また、身体拘束の適正化のため、身体拘束対策検討委員会の設置、指針の整備、研修の実施についても義務付けられました。以上の内容については運営規程への記載が必要となります。

【運営規程の記載例】

（虐待の防止のための措置に関する事項）★

第15条 事業所は、障害児に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 苦情解決体制の整備
- (3) 従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施
- (4) 虐待防止委員会の年1回以上の開催

身体拘束対策検討委員会の設置等の身体拘束等の適正化措置に関する基準を満たしていない場合は令和5年4月1日からは減算となります。また、令和6年度報酬改定において虐待防止措置未実施減算が新設されましたのでご留意ください。

【義務付け内容】

身体的拘束関係	虐待防止関係
身体的拘束等の適正化のための対策 検討委員会の定期的な開催	虐待防止のための対策検討委員会の 定期的な開催
身体的拘束等の適正化のための指針 の整備	虐待防止のための研修の実施
身体的拘束等の適正化のための研修 の実施	虐待防止措置の責任者の設置

児童への虐待はその尊厳を大きく損ねるもので。職員にはその意識がなくとも相手の行動を威力により押さえつける等の行動は虐待にあたります。最新の手引き等の確認、周知などにより職員に虐待防止に対する意識を持たせるよう徹底してください。

直近の手引き等については資料に添付していますので改めて、ご確認をお願いします。

別添4 障害者福祉施設等における障害者虐待防止手引き

マニュアル等については、厚生労働省の下記ホームページを参照してください。

障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き等

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html

(10) 障害児の安全確保及び車両送迎の安全管理の徹底について

令和4年9月に静岡県の認定こども園において送迎用バスに園児が置き去りにされ亡くなる事案等を踏まえ、障害児通所支援事業者に対し、安全計画の策定、児童の所在確認及び安全装置の装備等が義務付けられました。また、自動車を運行する場合の障害児の所在確認以外の規定についても、令和6年4月1日付で義務付けられました。

国の通知等については、下記ホームページを参照してください。

障害児通所支援事業所における障害児の安全確保及び車両送迎の安全管理の徹底について

<https://www.city.kawagoe.saitama.jp/kenko/fukushi/1006736/1006825/1006826.html>

【義務付け内容】

安全計画策定関係

(令和6年4月1日から義務化。)

(送迎の有無にかかわらず全事業者が義務付け対象であることに留意)

- ・障害児の安全の確保を図るため、事業所の設備の安全点検や事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導等、事業所における安全に関する事項についての計画（安全計画）を策定すること。
- ・安全計画の従業者への周知及び研修等の実施
- ・保護者への安全計画に基づく取組の内容等の周知
- ・安全計画の定期的な見直し

自動車を運行する場合の所在確認関係

(令和5年4月1日から義務化。経過措置はありません。)

(送迎の有無にかかわらず全事業者が義務付け対象であることに留意)

- ・事業所外での活動等のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼等の方法により障害児の所在を確認すること。

送迎車両への安全装置の設置関係

(日常的に障害児の送迎を行う事業者のみ義務付け対象であることに留意)

- ・障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置(ブザー等)を備え、当該装置により、障害児の所在を確認すること。

ブザー等の設置が義務となる自動車

- ・原則、日常的に運行する通所を目的とした自動車のうち、座席が3列以上（運転席+2列以上）の自動車。

設置するブザー等

- ・国土交通省が策定・公表した「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合するもの。

下記ページに装置のリストが掲載されていますのでご確認ください。

(こども家庭庁:送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のリストについて)

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/list/>

所在確認や安全装置の装備の義務づけ

1. 改正の趣旨

令和4年9月に起きた、送迎用バスへの園児置き去り死亡事案を受け、同年10月に幼児等の所在確認と送迎用バス等への安全装置の装備の義務付けを含む「子どものバス送迎・安全徹底プラン」が取りまとめられたところ。同プランを踏まえ、内閣府・文部科学省・厚生労働省の府省令等について、所要の改正を行った。

2. 改正概要

- ① 乗降車の際に点呼等の方法により園児等 の所在を確認 
② 送迎用バスへの安全装置の装備 及び 当該装置を用いて、
降車時の①の所在確認 

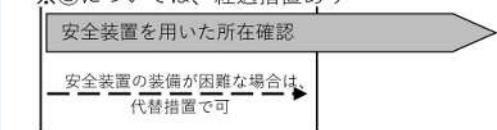
※1 「園児等」には、保育所・幼稚園・認定こども園等の幼児のほか、小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・大学・高等専門学校・専修学校の児童生徒・学生を含む。

※2 國土交通省のガイドライン（令和4年12月20日公表）に適合していることが求められる。

3. 施行期日

令和5年4月1日（令和4年12月28日公布）

※②については、経過措置あり



<代替措置の例>

運転席に確認を促すチェックシートを備え付けるとともに、車体後方に園児等の所在確認を行ったことを記録する書面を備えるなど、園児等が降車した後に運転手等が車内の確認を怠ることがないようにする。

令和5年4月1日

3

令和6年4月1日

安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ①

①対象



人が座るシート等

人が座らないシート

②対象外

2列シート車



園児が確実に3列目以降の座席を使用できないように園児が確実に通過できない鍵付きの柵を車体に固定させて2列目までと3列目以降を隔離するなどしておらず、現実的には見落としの恐れがないと考えられる場合は、「対象外」。

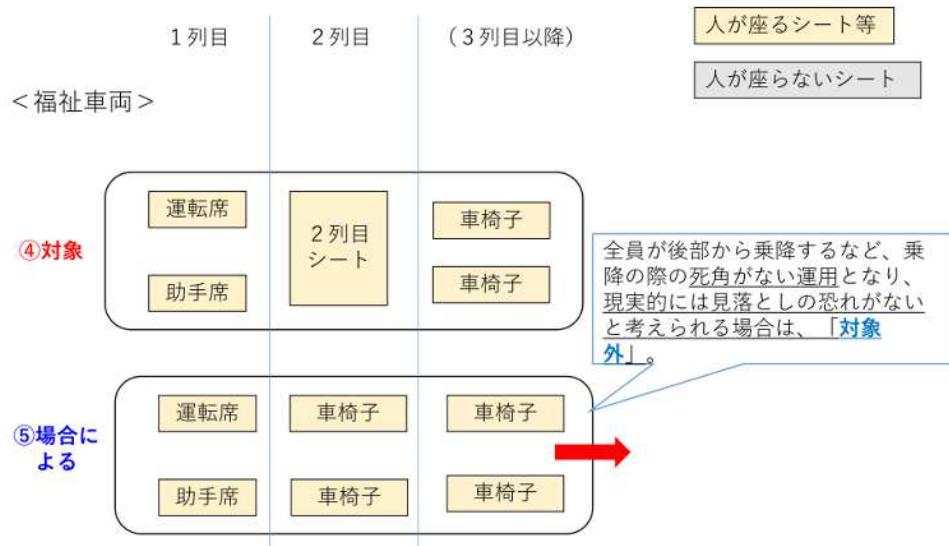
③場合による



※対象外とするかどうかは、本イメージを機械的に当てはめるではなく、個々の自動車の利用の様子に応じ、安全装置の装備が義務づけられる経緯・趣旨に鑑み、その判断は十分慎重に行うこと。

4

安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ②



※対象外とするかどうかは、本イメージを機械的に当てはめるのではなく、個々の自動車の利用の様に応じ、安全装置の装備が義務づけられる経緯・趣旨に鑑み、その判断は十分慎重に行うこと。

(11) 児童発達支援管理責任者の資格要件について

平成31年4月1日からサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の研修体系が見直しとなり、基礎研修、実践研修、更新研修の3区分の研修が設けられ、児童発達支援管理責任者（1人目）として配置するためには実践研修又は更新研修の修了が必要となりました。

令和4年4月1日以降に基礎研修を修了した者は実践研修を修了しない限り児童発達支援管理責任者（1人目）としては配置できませんのでご留意ください。

従業者の研修修了期限は事業所でしっかりと確認してください。

研修未受講等により児童発達支援管理責任者が欠如となった場合は次の減算等があります。

- ・児童発達支援管理責任者欠如減算
- ・個別支援計画未作成減算
- ・児童指導員等加配加算・専門的支援加算が算定不可

減算については、別添4のとおり会計検査院からも指摘されていますので人員欠如とならないよう余裕がある人員配置を行うとともに人員欠如となった場合は速やかに市に報告し減算するようしてください。

直近の市及び国からの通知については資料に添付していますので改めて、ご確認をお願いします。

別添5 障害児通所給付費に係る国の負担が不当と認められるもの

(12) 児童発達支援管理責任者に関する告示の改正

令和5年6月30日付で「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第230号）」が改正され、同日適用されました。本改正においては、児童発達支援管理責任者実践研修の受講に必要な実務経験が一定の要件のもと短縮される等の改正が行われておりますが、改正内容に関わる取り扱い及び当課への手続については次のとおりとしておりますのでご確認をお願いいたします。

1. 実践研修の受講に必要な実務経験について

改正内容

一定の要件を充足した場合に限り、実践研修の受講に当たって必要な実務経験を2年間から6か月に短縮する。

要件

次の①から③の全てを満たすこと。

- ①基礎研修受講時点で既に児童発達支援管理責任者の配置に係る実務経験要件を満たしている。
- ②個別支援計画原案作成の業務に従事する。
- ③上記業務に従事することについて、指定権者に届出を行う。

届出の方法

対象者を児童発達支援管理責任者（OJT）として配置する変更届を提出してください。

変更届に添付する書類

- ・児童発達支援管理責任者研修修了証の写し
- ・相談支援従事者初任者研修（講義部分）受講証の写し
- ・実務経験証明書（基礎研修受講日において、実務経験を満たすことがわかる証明書とすること。）
- ・勤務形態一覧表

2. やむを得ない事由により児童発達支援管理責任者が欠けた場合の措置について

改正内容

一定の要件を充足した場合に限り、実務経験者を児童発達支援管理責任者としてみなし配置できる期間を1年間から2年間に延長する。

要件

次の①から③の全てを満たすこと。

- ①児童発達支援管理責任者の配置に係る実務経験要件を満たしている。
- ②児童発達支援管理責任者が欠如した時点で既に基礎研修を修了済みである。
- ③児童発達支援管理責任者が欠如する以前から児童発達支援管理責任者以外の職員として当該事業所に配置されている。

届出の方法

欠けた場合又は欠ける見込みがある場合は、速やかに療育支援課に相談してください。

ヒアリングの上、該当する見込みがある場合は、内容を精査するため、理由書及び事由を確認できる書類を提出していただくようご案内します。

なお、児童発達支援管理責任者が欠如しないよう、児童発達支援管理責任者となる人材の養成又は採用により複数人確保する等の余裕を持った人員配置をお願いいたします。

やむを得ない事由の要件

やむを得ない事由については、急な事由であって、事業者の責めに帰すべき理由がなく人員を補充できないものとする。

- ①児童発達支援管理責任者が、急死、事故、病気等により勤務不可になった場合。
- ②児童発達支援管理責任者が、自己都合等で急に退職した場合。（届なしに失踪した場合等、極めて短期間に退職をした場合を想定）
- ③災害等により受講予定の研修が中止となった場合。

川越市では令和5年8月31日付で通知を出しております。

手続きに当たっては下記国通知を十分ご確認のうえ提出をお願いいたします。

- ・サービス管理責任者等に関する告示の改正について（令和5年6月30日付）
- ・サービス管理責任者等研修の取扱い等に関するQ&Aについて（令和5年3月31日付）

(13) 請求の際の注意点

毎月、各事業所から提出される請求を審査するにあたって散見される事例です。請求データを作成する際に参考にしてください。

- ①複数事業所を利用しているにも関わらず上限管理の届けが提出されないケースが散見されます。受給者証の確認等、しっかり行うようにお願いします。
- ②複数の事業所を利用されている受給者について、利用日の重複や合計の利用日数が支給量を超えるケースが見受けられます。利用の調整等についてご注意ください。
- ③通所受給者証の更新に伴い、個別サポートの有無等、内容が変更される場合もあります。事業所を利用する方の通所受給者証は適用期間等、内容を必ず確認してください。特に、更新後の受給者証は必ず確認してください。
- ④請求の内容と障害児施設台帳の内容が異なることで返戻となるケースが見受けられます。請求前には必ずご確認ください。
- ⑤上限管理結果票を再提出する場合は「修正」で提出してください。なお、返戻になった上限管理結果票を再提出する場合は「新規」となりますのでご注意ください。
- ⑥過誤申立を提出した翌月には必ず再請求をしてください。過誤処理をした月に再請求をしなかった場合、過誤対象とした請求が修正ではなく取下げの扱いとなり、当月の支給額から全額引かれこととなります。なお、その際に引かれた額については、次回以降に再請求すれば再度支給となります。

(14) 障害児通所支援で不足しているサービスについて

市内で不足しているサービスについての説明資料です。利用が想定される児童の状況や人員・報酬基準等をまとめてありますので開設の参考としてご活用ください。

川越市 療育支援課 療育支援担当

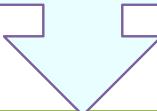


川越市マスコットキャラクター
ときも

不足しているサービスについて

次のサービスが不足しています。
立ち上げのご検討をお願いします。

医療的ケア児が通所できる施設



医療的ケアが可能な事業所を増やしてほしいとの要望が寄せられています。

【医療的ケアが可能な事業所とは】

- ・主たる対象が重症心身障害児の児童発達支援・放課後等デイサービス
- ・看護職員が勤務する児童発達支援・放課後等デイサービス
- ・医療連携体制加算を算定する事業所

障害児相談支援事業者

相談支援事業者が増加せず、相談支援専門員が不足しており、
利用者の約6割がセルフプランです。

重症心身障害児・医ケア児の状況について

令和7年3月31日時点

支給決定人数(障害児通所支援)

区分	児童発達支援	放課後等デイサービス
重症心身障害児(注) 内、医ケアあり	7 3	25 7
重症心身障害児以外(医ケアあり)	10	3

(注) 支給決定ベース。重心要件に該当するが、重心施設を利用していない児童はカウント外

医療的ケア・重症心身障害児対象事業所の定員数・事業所数

区分	事業所数	定員 計
児童発達支援センター(医ケア・重心)	1	80
児童発達支援(重心対象)	1	5
放課後等デイサービス(重心対象)	2	10

※医療的ケア・重症心身障害児以外の利用者も含めた定員です。

主として重症心身障害児を通わせる事業所の 指定基準及び報酬

人員基準

嘱託医	各1以上 (常勤要件無)
看護職員	
児童指導員又は保育士	
機能訓練担当職員	
児童発達支援管理責任者	
管理者	

設備基準

発達支援室 2.47m²/人
 相談室 便所
 ※定員は **5名**から可能

報酬(一部)

※報酬の算定例については別紙1

児童発達支援

利用定員	主たる対象 が重心児	障害児
5人以上7人以下	2, 131単位	定員10人以下
8人以上10人以下	1, 347単位	901～980 単位
11人以上	850単位	

放課後等デイサービス（授業終了後）

利用定員	主たる対象 が重心児	障害児
5人以上7人以下	1, 771単位	定員10人以下
8人以上10人以下	1, 118単位	574～666 単位
11人以上	692単位	

医療的ケア児の基本報酬について

令和6年度報酬改定に伴い、医療的ケア児対応の基本報酬が変更となりました。

重症心身障害児対象の事業所以外でも看護職員を配置すれば、高い単価を算定することができます。

区分	医療的ケアスコア	単位数※	医療的ケア児:看護職員の配置割合
医療的ケア無し	—	609単位/日	—
医療的ケア区分(Ⅰ)	3点以上	1, 282単位/日	3:1
医療的ケア区分(Ⅱ)	16点以上	1, 618単位/日	2:1
医療的ケア区分(Ⅲ)	32点以上	2, 627単位/日	1:1

※単位数は放課後等デイサービス(時間区分2)10人定員の場合

判定スコア

- | | |
|---------------------------------------|-------------------------------|
| (1)レスピレーター管理 = 8 | (7) IVH = 8 |
| (2)気管内挿管、気管切開 = 8 | (8) 経管(経鼻・胃ろう含む) = 5 |
| (3)鼻咽頭エアウェイ = 5 | (9) 腸ろう・腸管栄養 = 8 |
| (4)酸素吸入 = 5 | (10) 接続注入ポンプ使用(腸ろう・腸管栄養時) = 3 |
| (5)1回／時間以上の頻回の吸引 = 8 6回／日以上の頻回の吸引 = 3 | (11) 継続する透析(腹膜灌流を含む) = 8 |
| (6) ネブライザー6回／日以上または継続使用 = 3 | (12) 定期導尿(3／日以上) = 5 |
| | (13) 人工肛門 = 5 |

医療的ケアを支援する加算について

医療連携体制加算

1事業所当たりごく少人数(月平均3人未満)の医療的ケア児が利用する事業所では、基本報酬では採算が取りづらい場合があります。その場合は、医療連携体制加算が活用できます。

区分	算定要件(対象者数)					
	医ケア以外	医ケア	時間	1名	2名	3~8名
(I)	○		1時間未満			32単位
(II)	○		1時間以上2時間未満			63単位
(III)	○		2時間以上			125単位
(IV)		○	4時間未満	800単位	500単位	400単位
(V)		○	4時間以上	1,600単位	960単位	800単位

※「医療的ケア児かどうか」、「算定する人数」、「看護を提供する時間」によって単価が異なる。

※看護職員以外が喀痰吸引等を行う場合は上記とは別の加算となる。(500単位又は200単位) 6

障害児相談支援について

概要

障害児相談支援とは、障害児又は保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害児通所支援の内容等を記載した「障害児利用計画案」等を作成する業務を行うもの。

令和7年3月31日時点

支給決定者数	1, 597
内計画作成あり	536
内セルフプラン	1, 061

約6割がセルフプラン
相談支援事業所・
相談支援専門員の不足

人員基準

相談支援専門員 1以上

設備基準

受付・相談室

報酬

計画作成 1,766単位/回
モニタリング 1,448単位/回

主に重症心身障害児を通わせる事業所の報酬例

用語説明

基本報酬	児童を受け入れた場合に算定される1人・1日当たりの報酬です。
単位数	報酬は単位数で表されます。単位数に地域ごとに異なる単価を乗じ金額に換算します。
加算	従業者を加配したり、特別な支援等を行った場合に加算となる報酬です。従業者の加配など事業所の体制に応じて加算されるものについては、利用者全員に加算されます。特別な支援を行う場合は、支援をうけた利用者のみ加算されます。

- ・9:00～12時まで 児童発達支援 定員5
 - ・13:00～18:00まで 放課後等デイサービス 定員5 の多機能型
 - ・週5日営業(平日4日 休日1日 月20日営業として計算)
 - ・利用率6割
- 以上の条件で報酬を計算

基本報酬

	単位数	定員数	営業日数	地域単価	利用率	
児童発達支援	2,131 単位	× 5 人	× 20 日	× 10.46 円	× 0.6 =	1,337,416 月額
放課後等デイサービス(授業終了後)	1,771 単位	× 5 人	× 16 日	× 10.46 円	× 0.6 =	889,183 月額
放課後等デイサービス(休日)	2,056 単位	× 5 人	× 4 日	× 10.46 円	× 0.6 =	258,069 月額
	計					2,484,668 月額

上記に加え、体制状況に応じ加算があります。

加算(主なもののみ抜粋)

加算名	単位数	算定回数	加算区分
児童指導員等加配加算	180単位～374単位(加配職員によって変動)	1日につき1回 (1利用者あたり)	体制
専門的支援体制加算	180単位～247単位(加配職員によって変動)	1日につき1回 (1利用者あたり)	体制
専門的支援実施加算	150単位 (月4回まで。)	1日につき1回 (1利用者あたり)	体制
看護職員加配加算	400単位又は800単位 (加配人数及び医ケア児スコアによって変動)	1日につき1回 (1利用者あたり)	体制
家族支援加算	60単位～300単位 (月4回まで。支援時間で変動)	1日につき1回 (1利用者あたり)	支援
利用者負担上限額管理加算	150単位	月1回 (1利用者あたり)	支援
福祉専門職員配置等加算	6単位～15単位	1日につき1回 (1利用者あたり)	体制
送迎加算(重度)	40単位～80単位	片道につき1回 (1利用者あたり)	支援
関係機関連携加算	150単位～250単位 (月1回まで。連携の内容で変動)	1日につき1回 (1利用者あたり)	支援
処遇改善加算	基本報酬の5.0%～13.4%(事業、賃金改善の取り組み方で変動)	月1回 (1事業所あたり)	体制

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定（障害児支援関係） 改定事項の概要

令和6年4月1日
こども家庭庁支援局障害児支援課

本資料は改定事項の概要をお示しするものであり、基準の解釈、加算の算定要件・留意事項等の詳細は、
関係の告示、通知、事務連絡等でご確認ください。

3. (1) 医療的ケア児・重症心身障害児への支援の充実

令和6年度報酬改定

①医療連携体制加算（VII）【見直し】【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- 医療的ケア児への支援の促進を図る観点から、認定特定行為業務従事者による支援を評価する医療連携体制加算（VII）について、評価の見直しを行うとともに、主として重症心身障害児に対して支援を行う事業所においても算定を可能とする。

単位数（新旧）

【現行】

医療連携体制加算（VII） 100単位／日
※ 喀痰吸引等が必要な障害児に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合（医療的ケア区分による基本報酬又は主として重症心身障害児に対し支援を行う場合の基本報酬を算定している場合は算定しない）



【改定後】

医療連携体制加算（VII） 250単位／日
※ 喀痰吸引等が必要な障害児に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合（医療的ケア区分による基本報酬を算定している場合は算定しない）

ポイント

要・市町村による児の判定（医療的ケア児）

- 本加算は、喀痰吸引等が必要な障害児に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合に算定するもの
- これまで、主として重症心身障害児を通わせる事業所において重症心身障害児に対し指定通所支援を行った場合の基本報酬が算定されていた障害児については医療連携体制加算（VII）を算定することができないとされていたが、令和6年度報酬改定後は当該障害児についても算定可能とするもの
- 医療的ケア区分による基本報酬を算定している場合や、看護職員を確保し医療連携体制加算（I）～（V）により評価されている場合、主として重症心身障害児を通わせる事業所において看護職員加配加算を算定している場合には、算定しない

【参照法令等】

報酬告示：別表第1の10（児発）、別表第3の8（放デイ）

②主として重症心身障害児の基本報酬【見直し】〔児童発達支援・放課後等デイサービス〕

- 重症心身障害児への支援を促進する観点から、主として重症心身障害児を通わせる事業所の基本報酬について、定員による区分設定を1人単位刻みから3人単位刻みとする見直しを行う。なお、主として重症心身障害児を通わせる事業所の基本報酬については、時間区分創設の見直しは行わない。

単位数（新旧）

【現行】

主として重症心身障害児を通わせる事業所（児童発達支援）	
利用定員が5人	2098単位／日
利用定員が6人	1757単位／日
利用定員が7人	1511単位／日
利用定員が8人	1326単位／日
利用定員が9人	1184単位／日
利用定員が10人	1069単位／日
利用定員11人以上	837単位／日

※放デイも同様の定員区分設定



【改定後】

主として重症心身障害児を通わせる事業所（児童発達支援）	
利用定員が5人以上7人以下	2131単位／日
利用定員が8人以上10人以下	1347単位／日
利用定員11人以上	850単位／日

※放デイも同様の定員区分設定

ポイント

- 主として重症心身障害児を通わせる事業所の基本報酬（重症心身障害児に対して支援を行う場合）について、定員による区分を1人単位刻みの8区分から、3人単位刻みの3区分に見直す
- なお、主として重症心身障害児を通わせる事業所の基本報酬（重症心身障害児に対して支援を行う場合）について、時間区分による算定は導入しない。当該基本報酬を算定する場合については、延長支援加算は従前のとおり、事業所の営業時間（8時間以上）の前後で支援が行われた場合に、その支援時間に応じた加算となる
- 支援の提供時間（個別支援計画に位置付けられた内容の支援を行うのに要する標準的な時間）を個別支援計画に定めることとし、その時間は30分以上とする。30分未満の支援の設定については、周囲の環境に慣れるために支援の時間を短時間にする必要がある等の理由で市町村が認めた場合に限り、算定可能とする

【参照法令、通知、事務連絡等】

報酬告示：（児発）別表第1の1のハ、注2の2、注2の6 （放デイ）別表第3の1の口、注1の3、注2の3

3. (1) 医療的ケア児・重症心身障害児への支援の充実

③入浴支援加算【新設】〔児童発達支援、放課後等デイサービス〕

- こどもの発達や日常生活、家族を支える観点から、医療的ケア児や重症心身障害児に、発達支援とあわせて入浴支援を行った場合の評価を行う。

単位数（新旧）

【現行】

なし



【改定後】

入浴支援加算【新設】 55単位／回（月8回を限度）
 （放課後等デイサービス 70単位／回（月8回を限度））

※ 医療的ケア児又は重症心身障害児に、発達支援とあわせて入浴支援を行った場合

ポイント

要・市町村による児の判定（医ケア児・重症児）／要・都道府県への基準適合の届出

- 本加算は、こどもの発達や日常生活の支援及び家族支援の観点から、医療的ケア児又は重症心身障害児に対して発達支援とあわせて入浴支援を行った場合に算定するもの

【対象となる児】 医療的ケア児、重症心身障害児

【主な要件】

- ・安全に入浴させるために必要となる浴室・浴槽・衛生上必要な設備を備え、衛生的な管理を行っていること
- ・障害特性、身体の状況等も十分に踏まえた安全に入浴させるために必要な体制を確保していること。具体的には以下の取組を行うこと
 - ①個々の対象児について、その特性等を踏まえた入浴方法や支援の体制・手順などを画面で整理し、支援にあたる従業者に周知すること
 - ②入浴機器について、入浴支援を行う日及び定期的に安全性及び衛生面の観点から点検を行うこと
 - ③入浴支援にあたる全従業者に対して、定期的に入浴支援の手法や入浴機器の使用方法、突発事故が発生した場合の対応等について研修や訓練等を実施すること
- ・入浴支援の安全確保のための取組その他の必要な事項について、安全計画に位置付け、従業者への周知徹底と当該計画に基づく取組を行うこと
- ・事前に対象児の障害特性、家庭における入浴の状況その他の必要な情報を把握し、これらを踏まえて個別支援計画に位置付けた上で支援を実施すること
- ・安全な入浴のために必要な体制を確保した上で、障害特性や発達段階に応じた適切な方法で支援を実施すること

- 浴槽を使用した部分浴の場合は算定可。清拭のみの場合は算定不可。シャワー浴は洗身を行う場合には算定可（単にシャワーを浴びせるだけの場合には算定不可）

【参照法令等】

報酬告示：別表第1の9の2（児発）、別表第3の7の2（放デイ）

施設基準告示（269）：4の2（児発）、10の2（放デイ）

基準告示（270）：1の12（児発）、8の4の4（放デイ）

